

広報

とよおか



とよロク2016

ずっとふるさと、もっととよおか。

10

平成28年
月号
VOL.307

特集 ～とよロク2016～2ページ
おしらせ宅配便3ページ
フォトレポート10ページ
こんには農業委員会です12ページ
地域おこし協力隊徒然日記13ページ

元気が大好き♪14ページ
笑顔きらきら子育てひろばです15ページ
だいち便り16ページ
くらしの情報17ページ



豊丘ロックフェスティバル「とよロク2016」が盛大に開催されました！

豊丘村と同志社大学多田ゼミ(京都府)が共催する豊丘ロックフェスティバル「とよロク2016」が8月28日(日)に豊丘村交流学習センターゆめあてで開催され、400人を超える来場者を迎えて盛り上がりを見せました。

このイベントは今年で3回目を迎え、高校生バンドをメインとしたティーンズバンドコンテストを主体に「音楽で地域を熱くする！」を合言葉に開催しています。

今年も、地域の一般アマチュアバンドやゲストバンドも出演し、ティーンズバンドコンテストに華を添えました。また、飲食ブースも充実したことから親子連れなども来場し、幅広い世代の皆さんがゆめあてで楽しみました。

出演した高校生は、出場前からチケットやチラシを配布したり、SNS等でイベントの発信をしたりしてくれ、自ら「とよロク」を盛り上げようと協力してくれました。大人の生演奏を聴き、ライブの盛り上げ方や演奏技術を学び、ライブ終了後には自ら話を聞きに行ったりするなど音楽を通じた世代間の交流ができていました。

ゲストバンドやアマチュアバンドの皆さんも高校生の演奏を聴き、自分が音楽を始めた頃を思い出して新鮮な気持ちになったといい、音楽が地域づくりの新しいツールになればと話していました。

会場に訪れた観客の皆さんからは、豊丘村にこんなに多くの若者が集まることはそう多くないので、多くの若者が集まっている光景だけ見ても元気がなったとの声がかれました。

観客の投票などにより決定した、コンテスト最優秀バンドは飯田風越高校の「かものむれ」の皆さんでした。



ティーンズバンドコンテストは、大盛り上がり！



とよロク限定「とよドッグ」「おたぐりライスパーカー」「とよドリンク」を販売した豊丘村若者交流実行委員会【とよリンク】のブース。大人気のため、完売しました！



松川町出身のミュージシャン「サトリユース&上上Brothers」



地域の一般バンドもティーンズバンドを盛り上げましたアマバンドの皆さんもハイクオリティ！



ティーンズバンドコンテスト最優秀バンド「かものむれ」(飯田風越高校)とよおかまつりにも出場します！

村内での創業(新規起業)を支援します

近年、豊丘村でも経営者の高齢化、後継者がいない等の理由から事業所の休廃業、解散件数が増加しています。豊丘村商工会の会員数をみると、左のように、10年間で21名(13%)も減少しています。

豊丘村商工会員数	
■平成18年度末	165名
商業	79名
工業	27名
建設	55名 (他4名)
■平成27年度末	144名
商業	67名
工業	27名
建設	45名 (他5名)

内訳をみると、商業が12事業者、建設が10事業者減少するなど、商業・建設業で廃業する事業者が多くなっています。その反面、村内での新規創業はごくわずかで、このまま開業が廃業より低い状態が続けば事業者の数がさらに減少し、村内の活力が失われることが懸念されます。

こうした中、豊丘村内においても「新規起業(創業)」を増やし、現在の事業者数を維持

し民間活力を高めていくことが喫緊の課題となっています。

■豊丘村版「創業支援事業計画」の策定

豊丘村では「創業支援事業計画」を策定し、28年5月20日に、国(経済産業省・総務省)から認定を受けました。これまで豊丘村では、創業者からの相談について、村、商工会、金融機関で個別に対応してきましたが、この計画により関係機関の役割を明確化し、連携強化により関係機関が一体となって創業を支援する体制を整備します。

特に、創業・創業しようと考えていても何から手をつけたらよいか、どこへ相談したらよいか分からないという声が多いことから、ワンストップ相談窓口を「豊丘村商工会」に明確に位置づけました。豊丘村商工会では、専門知識を持つ経営指導員が、村、

長野県中小企業振興センター、金融機関等と密接に連

携しながら、創業準備、資金等の助成制度、販路開拓等について個別相談等を通じきめ細かく支援していくほか、創業後も経営が安定するまで支援を継続します。

また、国から認定を受けたことにより、豊丘村内で創業する場合に、法人設立の際の登録免許税の軽減等の優遇措置が受けられます。

■創業支援事業補助金

創業する際、多くの場合、事業活動を行うための新たな事業所の開設が必要になります。しかし、創業しようとする方の多くは意欲があっても自己資金に乏しく、創業する際の多額の初期費用が創業の足かせとなっています。

そこで、豊丘村では、創業または創業5年以内新たに事業所(事務所、店舗、工場等)を開設する場合に、必要な事業所開設費用(賃借、新築、中古建物の購入、改修に要する費用)、機械・備品の購

創業支援事業補助金……【条件1～3】を全て満たす場合が対象

【条件1】次のいずれかに該当する場合(予定含む)

(法人) 村内に本店を置くこと
(個人) 村内に主たる事業所を置き、かつ豊丘村民であること

【条件2】次のいずれかに該当する場合

①創業前 ②創業後5年以内
③第二創業前 ④第二創業後5年以内

【条件3】事業活動を行うため、村内への新たな事業所(賃借、新築、中古建物の購入、既存の建物を増改築・改修)を開設する場合

※自宅建物を増改築して居住スペースと明確に区分できる事業所を設置する場合も対象

補助対象経費

区分	補助対象経費の内容	補助金上限
A・Bどちらかを選択	事業所賃借料	月額25,000円(通算30万円)
	事業所改修費	通算55万円
	備品類	通算85万円
	事業所取得・新増改築・改修費用	通算85万円
共	法人登記等に係る経費	通算15万円
通	販売の促進に関する経費	通算15万円

○補助率 1/2
○補助金上限 選択部分・共通部分を合わせ100万円
○補助対象期間 1年間
○事業所の開設(◆の経費があること)が必須要件

産業建設課商工林務係
豊丘村商工会
電話 35-9056
35-2395

審査し、採択されない場合もあります。

医療機関を受診するときは、こんなことに注意を

○保険証は忘れずに！

医療機関を受診される際には、保険証や高齢受給者証を忘れずお持ちください。保険証は、その方の加入資格や一部負担金の割合などを証明する大変重要なものです。忘れてしまうと、いったんは10割の医療費を支払わなければならない場合もあります。保険証は大切にし、いつでも提示できるよう保管をお願いします。

○国民健康保険の切替えはご自身による手続きが必要です！

就職・退職時には、多くの場合医療保険の切り替え手続きが必要となりますが、国保と健康保険（社保など）の切替えは、自動的には行なわれません。就職・退職などが決まったら、医療保険はどこに加入することになるのか確認のうえ、ご自身により速やかに切り替え手続きをしていただき、正しい資格の保険証での受診をお願いします。

手続きが遅れ、国保の資格がない時点で国保保険証を使って受診された場合、国保が負担した医療費は返還していただくこととなりますので、速やかな手続きにご協力をお願いします。

また、切り替え手続き後、新しい医療保険の保険証が手元に届くまで時間がかかる場合は、受診をする際に医療機関の窓口へ「〇月〇日から保険が変わった（変わる予定だ）が、まだ保険証が届いていない」ことをお伝えください。

○日付の入った領収証は支払いの際、必ず発行してもらいましょう

受診・調剤の際にもらった領収書は大切に保管してください。高額療養費の申請や確定申告の医療費控除に必要なほか、国民健康保険から受診日数や施術内容のおたずねをする場合があります。

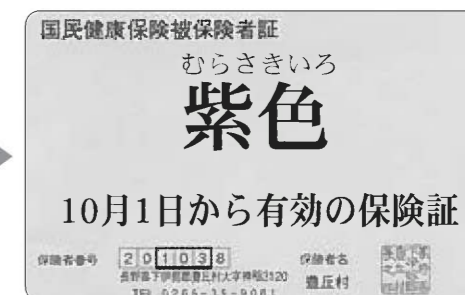
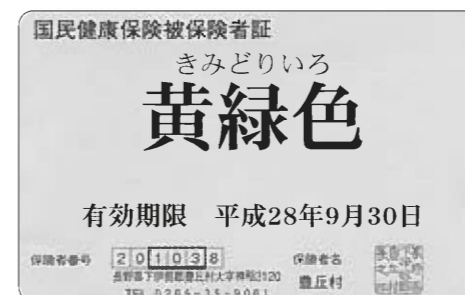
豊丘村国民健康保険からのお知らせ

10月1日から保険証が変わります

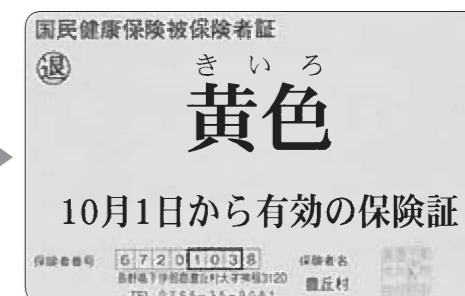
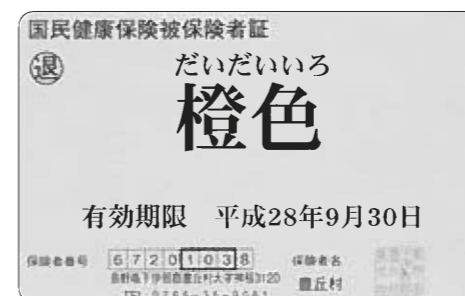
9月下旬までに郵送で各ご家庭に届きますので内容をご確認ください。「記載内容に誤りがある」、「国保の資格がないのに保険証が届いた」などの場合は、至急、役場保健衛生係までご連絡ください。

保険証の裏面には臓器移植法の規定に基づき【臓器提供意思表示欄】を設けてあります。意思表示内容を見えないようにするための「目隠しシール」が必要な方は、役場でお渡ししておりますので、保健衛生係までご連絡ください。

一般国保の保険証



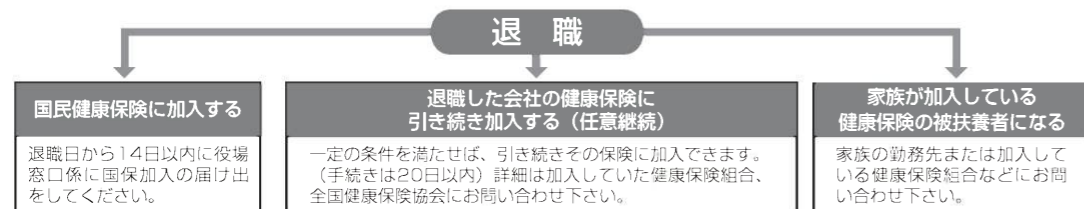
退職国保の保険証



国民健康保険に入るとき・国民健康保険をやめるときは、必ず届け出を！！

国民健康保険の加入・脱退の届出は14日以内に

退職された場合は、必ず、いずれかの手続きが必要です。



- 届出に必要なもの**
- 健康保険をやめた証明書（健康保険等資格喪失証明書など）
 - 年金手帳（20歳以上60歳未満の方）
 - 年金証書（厚生年金や共済年金を受けられる65歳未満の方）
 - 個人番号カードもしくは通知カード
- 加入の届出が遅れると…**
- 健康保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。
 - 国民健康保険税は、加入の届出をした月からではなく、資格を得た月の分から納めていただきます。届出が遅れると、加入した月までさかのぼって保険税を納めていただくことになります。

- ・・・国保をやめる届出もお忘れなく・・・
- 国保に加入していた方が扶養として家族の健康保険に加入したときや勤務先の健康保険などに加入したときは、14日以内に役場窓口係に脱退の届出をしてください。
- 届出に必要なもの**
- 国保の保険証
 - 職場の健康保険証
 - 認印
 - 年金手帳
- 脱退の届出が遅れると…**
- 保険証を使って受診してしまった場合は、国保が負担した医療費はあとで返還していただきます。
 - 国保とは別の健康保険との資格が重複し、それぞれの保険料（税）を二重に払ってしまいます。

※健康保険に加入していますか？ほかの保険と重複して加入していませんか？お手元の保険証を今一度ご確認ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用について

「ジェネリック医薬品」とは、最初に開発された薬（＝先発医薬品）の特許期間が切れてから、同じ主成分を配合して作られた薬のことで、

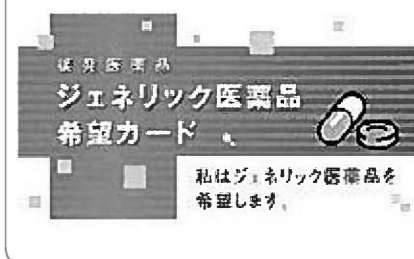
「ジェネリック医薬品」は開発費用が少額で済むため先発医薬品に比べ安価で、安全性や効き目は先発医薬品と同等とされています。そのため、国においても、患者さんの負担軽減や医療保険財政の面から「ジェネリック医薬品」の普及推進に力を入れているところです。

今回、国保保険証の定期更新に合わせ、各世帯へ「ジェネリック医薬品を使いましょう」というリーフレットを配布いたしました。「ジェネリック医薬品」の内容や切替え方法などを紹介していますので、ぜひご覧ください。

現在使用されている薬について、「ジェネリック医薬品」への切替えを医師や薬剤師に相談する際に役立つ「ジェネリック医薬品希望カード」もしくは「希望シール」が役場に用意してありますので、ご希望の方は保健衛生係までご連絡ください。

また、5月と11月の診療月に調剤を受けた先発医薬品を、「ジェネリック医薬品」に切り替えた場合どれくらい薬剤費が安価になるかを記載した「ジェネリック医薬品利用差額通知」を、該当の被保険者様にお送りしておりますのでそちらも参考にしてください。

ジェネリック医薬品希望カード



ジェネリック医薬品希望シール



家屋の新築・増築 取壊しはご連絡ください

税務会計課 税務係
☎35-9051

平成28年中（平成28年1月2日～平成29年1月1日）に家屋の新築・増築又は取壊しを行われた場合、平成29年度から固定資産税が課税または除外されます。

上記に該当する家屋がある場合、または年末までに予定されている場合は、現在、隣組回覧で依頼しております「新築・増築又は取壊し家屋調査票」にご記入いただくか、役場税務係まで直接ご連絡ください。

また、6月に送付いたしました固定資産税課税明細書を再度ご確認ください。「現存する家屋の記載がない」「取り壊した家屋が載っている」など、以前からの家屋の課税について、課税明細書と相違する点がありましたら、役場税務係までご連絡ください。

※家屋には、住宅、店舗、長屋の他、車庫・物置・柿干場・土蔵・作業場等も該当します。

《新築・増築の場合》

平成29年度から固定資産税が課税されます。職員が、税額を算出するための調査（家屋評価）にお伺いします。

《取壊しの場合》

平成29年度から固定資産税が課税されなくなりますが、お申し出がない場合は、役場では把握することができず、そのまま課税されてしまいますので必ずご連絡をお願いします。

◆課税対象となる家屋とは

- ①土地に定着して建築されていること。（ポルト等）固定されていない場合も課税対象となる場合があります。
- ②屋根及び周壁又はこれに類するものがあること。（壁がなくてもガラスや建具などがあれば、「これに類するもの」にあたります。なお、周壁は三面以上あるものが対象です。）
- ③住宅、店舗、工場、倉庫、物置などの用途に使用することができている状態にあること。

10月1日は浄化槽の日！

●浄化槽の日について

浄化槽の日は、合併処理浄化槽の普及促進及び周知徹底を通じ、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とした浄化槽法が全面施行された日（1985年10月1日）を記念して定められました。

●浄化槽の役割と処理の仕組み

浄化槽は、水環境や生活環境の保全に重要な役割を果たしている下水道の終末処理施設と並ぶ代表的な生活排水施設の一つです。下水道の整備が困難な山間地域における重要な設備となっています。浄化槽の中には微生物が住んでいて、家庭から出る汚水を微生物の働きを利用して綺麗にします。

●浄化槽を正しく使用するため、家庭で注意すること

- トイレでは
- ・トイレトーパーを使用し、紙おむつや生理用品は流さない

年に1回は検査を「自家用井戸の水質検査」

環境課 上下水道係
☎35-9058

自家用井戸を使用されている皆様にお知らせします。例年行っており「自家用井戸の水質検査」の取りまとめを、本年も上下水道係で行います。

ここ数年、井戸水の水質について関心が高まっているところですので、飲用使用の有無にかかわらず年1回程度の検査を行い、井戸使用の水質を確認しておくことをお勧めします。

▼検査項目

検査の項目は、公営水道と同基準の項目で、一般生活に

関係する内容を留意しています。

臭気、味、色度、濁度、PH、TOC、一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、亜硝酸態窒素

▼検査料金

7,800円（税込込み）

※検査料金については、後日検査結果とともに送付される納付書により納入をお願いします。

※検査結果の事務処理費15

0円を含んでいます。

▼検査申込期間

9月26日（月）～

9月30日（金）まで（8時30分～17時）

※受付時に採水容器をお渡し

▼検体の提出日

10月4日（火）の午前中

※提出時間を厳守願います。

▼受付・検体の提出場所

役場 環境課 上下水道係 ※詳しくは、上下水道係までお問合せください。

保健所発行の医療費助成に係る受給者証をお持ちの方へ

県保健所で発行された次の受給者証をお持ちの方は、村の「福祉医療」制度の対象になります。「福祉医療」とは、医療機関の窓口でお支払いいただいた医療費の自己負担分が、後で給付金として支給されるものです。

これらの受給者証をお持ちの方で、まだ福祉医療の申請をされていない方は、受給者証・保険証・印鑑・通帳等の振込先の分かるものをお持ちいただき、役場健康福祉課まで申請してください。

なお、他の資格区分で、すでに福祉医療の認定がされている方は、申請の必要はありません。

「福祉医療」制度の対象となる受給者証

- 指定難病受給者証、特定疾患治療研究事業受給者証、長野県特定疾病医療受給者証
- ※平成27年から指定難病の対象疾患が56疾患から約300疾患へ拡大されました。（パーキンソン病・多発性硬化症・もやもや病・悪性関節リウマチ・多発性嚢胞腎 など）
- ウイルス肝炎医療費受給者証
- 小児慢性特定疾病医療受給者証

健康福祉課 保健衛生係 ☎35-9061

環境課 上下水道係

☎35-9058

急増！ 下水道に異物を流さないでください

布類やプラスチックゴミなどの異物を下水道に流されますと、ポンプ等処理場の機械が故障し、家庭からの排水が出来なくなり、汚水があふれることがあります。

また、器機類の修繕により下水道使用料の改定にも大きく関わってきます。

※下水道に流してはいけないもの

油類・衣服類（下着、靴下等）・薬品・掃除用品・衛生用品（ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品等）



浄化センターの揚砂ポンプに絡んだタオル

平成28年熊本地震に係る義援金募集について

豊丘村役場 窓口係に設置

援金

した義援金箱については、設置期間を当初予定していた期間から延長し、平成28年8月31日（水）まで設置しました。

この延長期間中に61,772円の義援金をお寄せいただきまして、4月中旬から6月末までの義援金額との合計は1,244,632円になりました。

皆様からお寄せいただいた義援金は、日本赤十字社長野県支部から日本赤十字社を通じて全額が被災者へ配分されます。

多くの皆様のご協力、誠にありがとうございました。

なお、平成29年3月31日（金）までの間につきましては、次の口座から直接振り込むことができますので、引き続きご協力をお願いします。

- 1・郵便振替（ゆうちょ銀行・郵便局）
- 口座記号番号 00130141265072
- 口座加入者名 日赤平成28年熊本地震災害義
- （普） 2787530
- （2） 三菱東京UFJ銀行 やまびこ支店
- （3） みずほ銀行 クヌギ支店
- （普） 0620308
- ※口座名義は「日本赤十字社」（右記3行とも共通）
- ※口座番号等の間違いにご注意ください。
- ※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

お問合せ 豊丘村役場健康福祉課福祉係 電話：0265-35-9060（直通）

平成29年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

日本年金機構では、平成28年8月22日(月)から、順次、左記の送付対象者宛て平成29年分公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」を送付しています。提出期限は平成28年9月30日です。

税制改正により、平成28年分以降、源泉徴収票に扶養親族等の氏名を記載することが必要になりました。このため、例年10月に送付していますが、今年は送付時期を8月にしています。

■送付対象者

老齢又は退職を支給事由としている年金の支給額が下記に該当する方

- ・65歳未満の方：108万円以上
- ・65歳以上の方：158万円以上

(退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合、退職共済年金の支給額が80万円以上)

■ご記入にあたって

この扶養親族等申告書をもとに、日本年金機構で扶養親族等の氏名等を確認しますので、楷書体のわかりやすい文字でのご記入をお願いします。また、平成28年の申告内容から変更がない方についても、平成29年分の扶養親族等の氏名等必要事項を記入いただくようお願いしています。

■記入方法

○扶養親族等申告書(ハガキ)の表面

前年の申告内容から「変更あり」・「変更なし」欄のいずれかに☑をつけ、差出人欄に住所・氏名をご記入ください。

○扶養親族等申告書(ハガキ)の裏面

申告書に同封しているリーフレット等を参照し、平成29年分の扶養親族等の氏名等の必要事項をご記入ください。

※前年までは人数のみでしたが、今年度から氏名の記入が必要になっています。

※年間所得の見積額が38万円を超える方は、所得税法上「控除対象配偶者」や「扶養親族」とはなりませんのでご注意ください。(該当がない場合は、ご本人に関する事項のみご記入ください。)

■ご不明点がある場合

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

年金ダイヤル ☎0570-05-1165

または役場窓口係までお問い合わせください。

税務会計課 税務係 ☎35-9059

認知症カフェ 10月のおしらせ

認知症の方とご家族の悩み・イライラ・不安などをゆっくりとお茶を飲みながら語り合い、専門の相談員「認知症ケア専門士」等がサポートする場です。申し込みは不要です。物忘れが気になる方、ボランティアさんも直接会場へお出でください。

持ち物 飲み物及び茶菓子代 1人100円

	10月	会 場
きずなカフェ	12日(水) 午後1時～3時	旧図書館(ゆめあるて北隣)介護のこつ、認知症の話しあり
かわのカフェ	16日(日) 午前10時～12時	宅老所どんつくボランティアの演奏、体操等あり

お問合せ 健康福祉課 地域包括支援センター ☎35-9064

公図の発行窓口が、税務係に変わりました。

公図の発行窓口が、産業建設課土木係から、税務会計課税務係に変わりました。

手数料はこれまでどおり、公図1枚につき300円です。

なお、公共工事や区・自治会、農業委員会など、公共のための請求は、無償で行いますので、各担当事業課窓口で申請をお願いします。

税務会計課 税務係 ☎35-9051(直通)

♪とよおかコンサート♪



諏訪交響楽団 演奏会

SUWA SYMPHONY ORCHESTRA



指揮:濱一

■ウェーバー

歌劇「魔弾の射手」序曲

■ベートーヴェン

交響曲第5番ハ短調 作品67「運命」

★とよおかウインドアンサンブル

「オーバーザレインボー」、「管楽器と打楽器のためのセレブレーション」

★豊丘中学校吹奏楽部

「千と千尋の神隠し～Highlights～」、「スウィング・スウィング・メドレー」

■ホルスト

吹奏楽のための第一組曲(諏訪交響ウインドアンサンブル・中学吹奏楽部による)



◎10.2日 入場無料・座布団持参

開演 14:00 [開場 13:30]

◎豊丘中学校体育館

※子どもさんにもおなじみのアニメソングや、映画音楽なども交えた楽しいプログラムです。

ご家族連れでお出掛けください。

諏訪交響楽団は大正14年に発足した日本で最も長い歴史を持つアマチュア交響楽団で、諏訪地域を中心に県内各地で活動しており、その演奏力には定評がある。

N響や神奈川フィルなどから指導を受けて技術向上につとめているほか、渡邊暁雄氏、小澤征爾氏、ロストロポーヴィチ氏など、著名な音楽家との数多くの共演を実現してきた。平成11年にはウィーン公演を実現させた。

主催:豊丘村・豊丘村教育委員会・豊丘村公民館・文化事業実行委員会

[お問合せ:豊丘村公民館 35-9066]



村内各地区で防災訓練

9月4日に、村内各地区では防災訓練が行われました。今年は一台風の影響により、全村に避難勧告が発令された。との想定に基づき、同報無線や一斉メール配信なども行われました。

この内、山田自治会では、消防団員を講師に、実際に火を焚いての消火器による消火訓練や、消火栓から放水する訓練を行いました。消防団員からは、消火器は火元を狙って使用すること、消火栓の開閉は筒先の安全も確保しながら行う事等を説明しました。

また、北市場三自治会では、女性消防団員を講師に招いて、AED（自動体外式除細動器）の使用方法を、模型を使って勉強しました。

AEDの使用の際には、心臓マッサージや人工呼吸も併用する事、また、周囲の人々にも助けを求め、役割分担をすることの重要性も伝え、参加した皆さんは熱心に耳を傾けていました。



りんごオーナー つがる収穫祭

りんごオーナーつがる収穫祭が9月4日に開かれ、長沢リンゴ村を訪れた家族連れが、真っ赤に実ったりんごの収穫を楽しみました。

りんご園では春の開村式で名札を付けたオーナー木を探し出し、たわわに実った様子に歓声を上げる姿が見られました。

オーナーたちは脚立に登ったりしながら一個ずつ枝から丁寧に摘みとり、ずっしりとしたりんごの感触に喜んでいました。また、収穫したりんごをその場で丸かじりする方もいて、おいしいという声が聞かれました。

りんご農家の方は「今年は台風がいくつも発生したので心配したが、幸い被害もなく収穫を迎える事ができ良かった」と安堵していました。

りんごオーナー収穫祭は今後も陽光や玉林など品種別があり、最終のフジは11月20日に予定されています。



第3回若者交流 実行委員会

「とよおか若者ネットワーク」とよリンク」では、3回目の会議を8月1日に開きました。

とよリンクは、近年、若者だけで集まる場所が少なく、若者同士の交流が少なくなっていることから、とよリンクで様々なイベントを企画・運営し、豊丘村を盛り上げていこうと、今年5月に結成されました。

3回目となるこの日の会議では、とよリンクで企画・運営・管理をする販売ブースについて話し合いました。販売する「とよドック」「おたぐりライスパウダー」「とよドリンク」について試食・試飲を行い、販売価格や発注数、包装などについて、意見を出し合いました。



災害ボランティア 立ち上げ訓練

社会福祉協議会では、災害ボランティア立ち上げ訓練を8月7日に行い、大規模災害発生時のボランティアの受け入れについて確認しました。

今年4月に熊本地震があったことから、下伊那地域でも方が一のことがあった時にボランティアの受け入れがスムーズに動くよう、初めて訓練が行われることになりました。

訓練は、震度6弱の大規模地震が発生し、施設や住宅に被害が多数出た想定で行われました。社協の職員はボランティアセンターのスタッフになり、立ち上げと運営のシミュレーションを、参加者はボランティアに訪れた人になり、センターの役割や機能について理解を深めました。



第1回 時事問題セミナー

公民館・教育委員会では、第1回目の時事問題セミナーを8月21日に開き、約100人が受講しました。

このセミナーは、今、国内外で起きている時事問題について、その分野で活躍する講師をお迎えし、私たちのこれからの生活について考えようと、全4回の講演会が計画されています。

第1回目の今回は、信州大学経済学部教授の眞壁昭夫氏を迎え、「経済のグローバル化と我々の生活」についてご講演いただきました。講演では、主要各国の過去の経済動向を読み解き、今後どのように景気が推移していくのかを、グラフを示しながら、わかりやすく解説していただきました。



中学校A.L.T アマンダさん着任

中学校のA.L.T（外国語指導助手）に2学期からアマンダ・ブライアントさんが着任し、8月23日の始業式で生徒に紹介されました。

着任したアマンダさんは26歳で、アメリカ東部の大西洋岸に位置するメリーランド州の出身です。

大学で美術学を学んだアマンダさんはその知識を生かし、保育園や小中学校で美術、英語、理科、算数などを指導した経験があります。

この日、生徒を前に英語で挨拶したアマンダさんは今後、英語の授業はもちろん、学校生活の様々な場面で生徒達に「生きた英語」を伝える事になります。



若者交流実行委員 とよリンク

とよおか若者ネットワーク
「若者が輝く豊丘村」を
自分達の手で作ら上げ
る為、村の若者が集まり
「とよおか若者ネットワー
クとよリンク」



を結成しました。協カ隊の糸洲と佐和
も参加しています!! 地域を盛り上げ
るイベントの開催などを行いながら、
若者が輝ける村づくりを推進します。

ホームページやSNS
でも情報を発信して
います。
とよリンク 今後
よろしくお祈りします!!

南信州キャンペーン in 浜松

8/27(土)に、豊丘村をはじめとする
南信州14市町村が一丸となって、南信
州をPRするイベントが行われました。
各市町村が各々の自慢の稲の味覚
や観光のPRを行いました。

豊丘村では、9/26(土)より始まる、
「堀越まつたけ観光」のPRを
主な目的として、農産物の販売も併
せて行いました。タブレットパソコンで
動画を流したり、本物そっくりの松茸の
オブジェに、多くの方
が足を止めて
いらしていました。農産物も完
売できて良かったです!! (佐和)



ピーマン、トマト、リンゴも販売
交流センターだいちにて
スイカの販売
松茸
豊作祈願

福島でっへん公園

〜竹灯籠まつり〜

皆さまこんにちはは、協カ隊の糸洲です。
9月23日24日に福島でっへん公園で初めての
イベント「竹灯籠まつり」が開催されました。
福島の皆さまと現場で協カ隊の共同企画で
行われた竹灯籠まつりは、夕暮れと共に竹灯籠の幻想的な
灯りがとても綺麗なイベントでした。こねからもって
良いイベントになるようにまた来年、皆さまと頑張ってい
きたいと思っております。皆さまの期待に、12月のイベント
「ジュビリーイベント」もありますので、ご期待下さい。



協カ隊徒然日記

10月号

メンバー



南保青園で 藍の生葉染め体験

協カ隊の畑で育てている藍を使っ、夏の時期に
しかできない藍の生葉染め体験を南保青園で行
いました。藍も自分で収穫してもらい、ミキサー
で刻んで作った藍の染液が水色に変わったりす
る様子を見て楽しんで貰ったりす
かったです。協カ隊の畑に残ってい
る藍の葉は乾燥させて、「まぐま
」を作り、来年以降は、保青園だけで
なく、村元の皆さまにも、藍染め
体験を染しただけで貰えたりと考
えています。(佐藤)

秋野菜を育てよう

農作業初心者の私達が
畑を借りー生懸命育てた
野菜の収穫も楽し、再び
畑を耕し、
と動かししています。
プロの方々にアドバイス
頂きながら、楽しく農に
触れていきたいと思ってい
ます。

協カ隊畑物語。

飲食店マップ
作りました。

こんにちは 農業委員会 です

農業委員会事務局 (産業建設課 農政係 ☎35-9056)

全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞とは、農業者の公的代表機関で全国組織の「全国農業会議所」で発行している新聞です。
この新聞は、農業経営規模の専業、兼業を問わず、農業に携わっている方の専門誌として週刊
でご自宅に郵送されるものです。農政・経営・流通の記事では、週刊紙の特性を生かし、じっく
りと取材され経営に役立つ旬の情報が満載です。また、地方、暮らしの記事では、食と農を通じ
て健康や生活に役立つ情報や、身近な地域の話も豊富です。購読料は、700円/月です。購読
希望は、地元の農業委員または、産業建設課内、農業委員会事務局までご連絡ください。

農地の貸し借りは農業委員会を通してください

農地の貸し借りをされる場合は、農業委員、農協
営農センターへご連絡ください。
お互いの話し合いだけでの貸し借りはいわゆる
「ヤミ小作」であり本来は許可が必要となります。
また、農地台帳整備や「人・農地プラン」「県営
中山間総合整備事業」「多面的機能支払交付金事業」
などの農業振興政策として耕作者の把握も必要で
す。これらは、面積の大小に関係なく必要です
ので、まずは、ご連絡ください。



農地情報					
■耕作地求む(借地)					
No.	農地所在	地目	面積	植栽品種	備考
1	村内全域	畑		柿	
2	河野北部		10a	野菜	
■耕作地貸します					
No.	農地所在	地目	面積	備考	
1	柿外土	畑		山菜、栗向き	

※農地情報掲載希望の方は農業委員会までご連絡ください。

こんにちは!

笑顔きらきら子育て広場

子ども課
子育て支援係
子育て支援専門員 多田・仲宗根
(☎35-9078)

◆9月の特別企画◆

<9月1日(木) 親子体操とカレーパーティー>



伊東いづみ先生と一緒に体を動かしました。音楽に合わせてトントントン! 楽しいね!



ママさんスタッフの皆さんが作った野菜たっぷりのカレー、おいしいね!

◆読書の秋! 絵本との触れ合いを親子で楽しみませんか?◆



「家庭に絵本があると、子どもとの時間に変化ができて、子どもというのが楽しくなります。」「絵本は親と子の良い気分転換です。」(ハイジの会参加者より)・・・子どもは絵本が大好きです。そして、それを信頼できる人に読んでもらう事が大好きです。子育ての時間を少し使って絵本を手にとってみましょう。「言葉のシャワー」をいっぱいかけてあげて、ゆったりと子どもと一緒にお話の世界を共有してみませんか?

◆10月の特別企画のお知らせ◆

参加をお待ちしております!

《ヘリコプター見学とりんごっ子公園で遊ぼう!》

日時: 10月3日(月) 9時30分 役場駐車場に集合

村のバスをお借りしてバスに乗って移動します。

ヘリコプターの離着陸や内部の見学をしたあとりんごっ子公園で体をたくさん使って遊んでバスで支援センターに帰って来ます。

持ち物: おやつ 飲み物 シート お手拭き など



【29年度保育園入園説明会のお知らせ】

平成29年度、保育園入園を希望する年少児・未満児の保護者の皆様に入園説明会を行います。現在、入園している未満児の保護者の皆様も対象となりますので、よろしくお願ひします。

◆日時: 10月27日(木) 午前10時~ ◆場所: 役場2階中会議室 ◆持ち物: 筆記用具

・当日都合により出席できない方は子ども課・子育て支援係までご連絡ください。出席できなかった方は当日以降に申込書を取りに来てください。入園申込書の受け付けは11月28日(月)を予定しています。

《問い合わせ 子育て支援係 電話35-9078》

平成28年4月から 介護予防・日常生活支援 総合事業を行っています!

■介護予防・日常生活支援総合事業とは

住み慣れた地域で、いつまでも自分らしい生活を続けるために、介護予防事業と自立した日常生活を応援する新しいサービスです。

65歳以上の全ての方が利用できる地域ミニデイサービスやサロン等の「一般介護予防事業」と下記の「介護予防・生活支援サービス事業」の2種類の事業があります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は現在約120名の方にご利用いただいています。詳細についてのお問合せや相談は、地域包括支援センターへご連絡ください。

◎介護予防・生活支援サービス事業

【ご利用いただける方】

①介護保険要支援1・2の認定を受けた方

②基本チェックリスト(日常生活に必要な機能に関する25項目の質問)により介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

【サービス内容】

訪問型サービス		
	国の基準による訪問型サービス (介護保険の介護予防訪問介護と同じサービス)	村独自の基準による訪問型サービス (訪問サービスA)
内容	ホームヘルパーによる身体介護(入浴介助等を含む)や生活援助(掃除、洗濯、食事の準備等)	ホームヘルパーによる生活援助(掃除、洗濯、食事の準備等)
利用料	月毎の定額の利用料 週1回の利用 1,168円/月 週2回の利用 2,335円/月 週3回の利用 3,704円/月 *所得によって上記の2倍の料金の方もあります *事業所ごとの加算料金がかかります	利用回数に応じた利用料 1回利用ごと200円
その他	支援できる方が身近にいらしゃる場合は対象外となる場合もあります 村からの補助: おむつ・パット代の一部が補助されます(レシートをまとめて毎年1月に社協に申請)	

通所型サービス		
	国の基準による通所型サービス (介護保険の介護予防通所介護と同じサービス)	村独自の基準による通所型サービス (通所サービスA)
内容	通所施設での食事・入浴等や機能訓練等の介護予防サービス	通所施設でのコミュニケーション・体操・レクレーション等の介護予防サービス
利用料	月毎の定額の利用料 週1回の利用 1,647円/月 週2回の利用 3,377円/月 *食事代等は実費負担 *所得により上記の2倍の料金の方もあります *事業所ごとの加算料金がかかります	利用回数に応じた利用料 1回利用ごと200円(入浴なし) 1回利用ごと250円(入浴あり) *食事代等は実費負担
実施場所	宅老所どんつく、宅老所きずな、社会福祉協議会ほほえみ、他村外の介護保険事業所でも実施	介護予防教室あぐりかわの(旧JA河野支所)、宅老所どんつく、宅老所きずな、健康サポート、社会福祉協議会のはつらつクラブ(趣味の会、ころばん塾は半日メニュー)、太陽接骨院で実施
その他	村からの補助: おむつ・パット代の一部が補助されます(レシートをまとめて毎年1月に社協に申請) 昼食代1食につき200円村から補助	

健康とよおか21

元気が 大好き♪

健康福祉課 介護保険係
地域包括支援センター
☎35-9064

交流センターだいち

電話 34-2520

FAX 34-2521

電子メールアドレス

postmaster@toyooka-daichi.jp

ホームページ

http://www.vill.nagano-toyooka.

lg.jp/50daichi/index.html



交流センター だいち 便り

りんごオーナー つがる収穫祭

9月4日につがるの収穫祭が長沢りんご村で開催されました。当日は天気もよく、家族連れを中心に200名余のオーナーの皆様が来村され、つがるの収穫を楽しまれました。

今年につがるは収量も多く、オーナーの皆さんは丁寧に収穫をしていました。

また、オーナーの木1本に虹マス4尾のつかみ取り体験を用意し、長沢川へ放流した虹マスを、オーナーの皆さんは必死に追っていました。

特に子供さんは大騒ぎをしながら魚を追い掛け回してました。つかみ取りした虹マスは、塩焼きにしましたが、皆さん口をそろえて「美味しい」と頬張っていました。

今後のりんごオーナーは、シナノスイートが10月9日、シナノゴールドと陽光が10月23日にそれぞれ行われ、オーナーの皆さんが豊丘村へ来村されます。

またこの日は、田村原でさつま芋の収穫も計画されており、混雑が予想されます。ご迷惑

をおかけしますがご理解・ご協力をお願いします。
この他、だいちの直売コーナーへの、農産物出荷も併せてお願いします。

農業資材EXPOで 農業研修

10月12日(水)に、農業スキルアップ研修として、千葉県幕張メッセで開催される「農業資材EXPO」に見学に行く計画を立てました。

今回で6回目となる農業資材EXPOをはじめ、道具・作業用品EXPO、フラワー・ガーデンEXPO、次世代農業EXPOなどの6展が同時に開催され、1,800社が出展する大規模な展示会です。

そこで、この研修への参加者を募集します。

■実施日

10月12日(水)

■集合時間

午前5時50分

■集合場所

だいち

参加費用 無料
ただし、食事代などは個人負担です。交通費などはだい

ちで対応します。
申し込み期限は9月末日までにだいちへお申し込みください。

「堀越まつたけ観光」 予約がスタート

今年で44年目を迎える、堀越まつたけ観光の予約が9月1日からスタートしました。

朝から待ちに待っていた皆様から、予約の電話が殺到し、人気の高さを感じているところです。

予約状況は土・日曜日が多く、平日は割合と空いているのでご予約される場合は、平日がお勧めです。

ご予約期間は9月25日まで
はだいちで、9月26日からは堀越松茸観光で直接受付します。

大勢の皆様、秋の味覚をご堪能ください。

栗の出荷 お願いします

だいちでは8月29日から、栗の集荷を始めました。
取引業者から多くの注文が

入っていることから、栗の出荷をぜひともお願いしたいとの要請が来ています。
少量でもかまいませんので、出荷をお願いします。
10月21日まで集荷を予定しています。

久我山、刈谷販売への ご協力をお願いします。

毎年行っています久我山・刈谷ハイウェイオアシスへの農産物販売を行う予定です。
久我山
10月15・16日(土・日)
12月17日(土)

刈谷ハイウェイオアシス
10月22・23日(土・日)
11月26・27日(土・日)
12月3日(土)

農産物を中心とした販売を行う予定です。
なお、刈谷ハイウェイオアシスについては果物を中心に販売を行う予定です。
その都度有線放送等でお知らせをしますので、出荷のご協力をお願いします。
詳しくは、だいちまでお問い合わせください。

くらしの

情報

オータムジャンボ 宝くじ発売について

1等前後賞合わせて5億円
の「オータムジャンボ宝くじ」が、9月26日(月)〜10月14日(金)まで、全国の宝くじ売り場で発売されます。

■当選金及び本数

- ・1等 3億円×14本
- ・前後賞 1億円×28本
- ・1等の組違い賞 10万円×1,386本
- ・2等 1,000万円×140本
- ・3等 5,000円×1,400,000本
- ・4等 1,400,000本

300円×14,000,000本
抽選日 平成28年10月21日(金)
これらの宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。収益金の配分は長野県の販売実績により行われますので、購入の際は長野県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

飯田年金事務所 予約相談について

飯田年金事務所

待ち時間の短縮とサービス向上を目指して予約相談を行っております

日本年金機構では、お客様からの年金相談をより丁寧で、効率的に対応していくため、

今月の納税



豊丘南小学校6年(現豊丘中学校1年生) 原 朱音さん
この作品は関東信越税理士会飯田支部長賞です。

口座引落日 10月27日(木)
納入日 10月27日(木)
納期限 10月31日(月)

- ・集合税 5期
- ・水道料 8・9月分
- ・保育料 10月分
- ・介護保険料(普通徴収分) 10月分
- ・後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 10月分

■引落日の前営業日までに口座をご確認ください。
■口座の変更や内容の追加は、引落日の前月までお願いします。

税務会計課 税務係 ☎35-9051

平成28年10月から全国の年金事務所で行われる年金相談の予約制を拡充し、お客様に利用しやすい環境を整備することとしています。

飯田年金事務所では、平成28年9月から左記のとおり年金相談の予約制を実施しています。

▼予約の申し込み方法

○ご予約は、相談希望日1ヶ月前から予約相談の前日の午前中までお電話、又は年金相談窓口でお受けいたします。

飯田年金事務所お客様相談室 ☎0265-22-3641

※音声ガイダンスが流れ、最初に「1」を押していただき、続けて「2」を押していただくとお客様相談室に繋がります。

▼予約時間帯

月曜日〜金曜日 8時半〜16時
※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただきます。場合によっては、あらかじめご了承願います。

▼その他

年金相談にお越しの際は年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しください。総合案内の者にお申し出ください。
・代理の方がご相談に来られ

必ずチェック 最低賃金

長野県最低賃金は平成28年10月1日から

時間額 770円 に上がります。

(平成28年9月30日までは時間額746円です)

長野労働局 電話 026-223-0555

平成28年度行政相談週間について

役場総務課総務係

10月17日(月)から23日(日)まで「平成28年度行政相談週間」です。

「行政相談」とは、国の仕事など、行政についての苦情や意見・要望を、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、公正・中立な立場でお聞きし、相談者への助言や関係機関への通知など解決のお手伝いをします。

相談は、口頭・電話・手紙のいずれの方法でも結構です。

秘密は守りますので、お気軽にご利用ください。(無料)
10月の相談日は次の通りです。

■日時
10月26日(水)
午後7時～9時

■場所
介護予防拠点施設
「はつらつ」

■相談員
行政相談委員 神谷敏彦

■お問合せ
総務課総務係
☎3519050

加入していて良かった！南信交通災害共済

総務課総務係

加入している方が交通事故で入院・ケガなどをされた時、お見舞金をお支払する制度です。

共済期間中、0歳から18歳(高校3年生)のお子さんの掛金は村で負担します。

ご家族の方も、ぜひ加入をお勧めします。

■加入期間・掛金

1ヶ月30円の掛金です。

掛金をお支払いいただいた月の、翌月から共済責任期間が始まります。

8月中に掛金を納入

9月から来年3月まで適用(7ヶ月間)

1人1210円

9月中に掛金を納入

10月から来月3月まで適用(6ヶ月間)
1人1180円

■加入方法

2月にお配りしました加入申込書兼台帳をご持参のうえ役場会計へ掛金を納めてくだ

年末調整説明会開催

飯田税務署

源泉徴収義務者を対象に給与所得に係る年末調整説明会を、次の日程により開催いたします。

■飯田文化会館

11月21日(月)

9時40分～12時

対象地域：飯田市(源泉徴収義務者名あ行くた行)

13時30分～15時50分
対象地域：飯田市(源泉徴収義務者名な行くわ行)・松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村

※指定された会場に出席できない場合には、他の会場に出席することが可能です。
阿智村コミュニティ館
11月9日(水)

大好評！予約受付中！県民手帳！

大人気！長野県の情報満載の手帳を、どうぞご利用ください。

●平成29年度版長野県民手帳
販売価格：500円(税込)

●農業日誌 B 6判616頁(予定)
販売価格：1,500円(税込)

●ファミリー日誌 B 5判336頁(予定)
販売価格：1,500円(税込)

●新農家暦 A 5判88頁
販売価格：520円(税込)

●お届け時期：11月中旬(予定)

※購入ご希望の方は、役場 総務係まで直接お申込みください。(隣組経由での注文は行いません。)

●申込締切 10月7日(金)

●お申込先 役場総務課 ☎35-9050

さい。申込書がなくても加入できます。

※豊丘村に住所がある方ならどなたでも加入できます。

■事故に遭われたら…

まずは役場総務課総務係へご相談ください。
事故に遭われてから1年を過ぎますとお支払いができませんので、お早めにご連絡ください。

総務課総務係
☎3519050

「県下一斉司法書士無料法律相談」相談所の開設について

長野県司法書士会飯田支部

10月1日は「法の日」です。長野県司法書士会では、この法の日を中心に、県内各市町村において「司法書士無料法律相談」を実施します。お気軽にお出掛けください。

なお、司法書士には守秘義務が課せられておりますので、皆様の秘密は厳守されます。

▼日時
10月15日(土)
午後1時～3時

▼募集期間

9月30日(金)～11月4日(金)

▼長野県内募集説明会等

①9月22日(木・祝)

午前11時～午後3時

JR長野駅ビルMIDORI

RI 3階りんごのひろば

②10月1日(土)

午後2時～4時

長野市権堂イーストプラザ

コミュニティルーム1・2

③10月6日(木)

午後7時～9時

松本市中央公民館(Mウィング) 3階3・2会議室

④10月16日(日)

午前10時～午後5時

JICA駒ヶ根青年海外協力隊訓練所(二日体験入隊)

最終日10月16日(日)の一日

体験入隊のみ、事前の参加予約と昼食代500円が必要になります。

それ以外の説明会につきましては、参加費無料・申込不要になっております。

▼お問合せ

☎026518216151

FAX026518215336

担当 工藤裕美

icakj-jocv@jica.go.jp

JICA駒ヶ根

工藤裕美

▼場所

豊丘村役場1階相談室

及び会議室1

▼相談内容

不動産の登記、会社(法人)の登記に関するもの
クレジット・サラ金等多重債務に関するもの
高齢者・障がい者等の財産管理に関するもの
相続に関するもの
不動産の売買・贈与等の取引に関するもの
裁判所への提出書類の作成に関するもの
借地借家に関するもの
悪質商法被害に関するもの
貸金・売掛金等の回収に関するもの
中小企業法務に関するもの
その他、司法書士の業務及びそれに関連する相談など



司法書士による「『その請求に困ったら』無料相談会」を開催します

長野県司法書士会では、訴訟上あるいは訴訟外を問わず、金銭の支払い請求を受け、その対応に困っている方を対象とした「『その請求に困ったら』相談会」を実施します。

◆日時 平成28年10月29日(土) 午前10:00～午後5:00

◆相談方法 面談相談又は電話相談
1 面談相談(要予約) 【相談会場】長野県司法書士会館2階 【予約電話】☎026-232-7492
2 電話相談 【電話番号】☎0120-448-788(フリーダイヤル)

◆相談料 面談及び電話相談ともに無料です
◆相談例 昔借りた借金の請求が来たけど払わなければいけないだろうか? 就職できなかった。奨学金の支払いをどうしよう… など。

問合せ先 長野県司法書士会 電話026-232-7492

定例相談 ●秘密厳守・相談無料●

行政相談(定例)・くらしの相談

□日時 10月26日(水)午後7:00～9:00
□場所 介護予防拠点施設「はつらつ」
□相談員 行政相談委員(神谷敏彦)、民生児童委員

行政相談(随時)

□相談員 神谷敏彦(行政相談委員)(自宅 Tel.35-5121)
□内容 国の仕事など行政全般に対する苦情や要望など

高齢者福祉

各地区の民生児童委員
健康福祉課福祉係(Tel.35-9060)

在宅介護・介護保険制度

□在宅介護に関する相談
地域包括支援センター(Tel.35-9064)
□介護保険料及び納入方法に関する相談
健康福祉課介護保険係(Tel.35-9060)

障がい者福祉

□障がい者の生活・障害者手帳・支援費制度・補装具・各種手当等に関する相談
健康福祉課福祉係(Tel.35-9060)
□身体障がい・知的障がいに関する相談
飯伊圏域障がい者総合支援センター(Tel.24-3182)
□精神障がいに関する相談
南信地域生活支援センター(Tel.56-8732)

児童福祉・子育て

□児童福祉・子育てに関する相談
健康福祉課福祉係・子育て支援センター(Tel.35-9060)
□18歳未満の子どもに関する相談
飯田児童相談所(Tel.25-8300)
□心身の発達に障がいや遅れのある就学前のお子さんの相談
飯田市療育センターひまわり(Tel.23-6097)

人権問題

●飯田人権擁護委員協議会(Tel.22-0045)
(豊丘村人権擁護委員:松下泰見・宮下純子)

労働相談

●南信労政事務所【午前8:30～午後5:15】
(Tel.0265-76-6833伊那市)

結婚相談

●愛ねっと北部(北部地区結婚相談所)
□開所日:月～金、第2・第4土・日曜(午後1時～午後6時)
※事前予約制
□場所:ゆめあるて北側
Tel.34-2322、FAX34-2516

遺言相談

□日時 月～金【午前9:00～午後5:00】
□場所 飯田公証役場(Tel.23-6502)

保育園 どれみ

No.178

南保育園から



☆さくらづつみデーキャンプ！
お魚獲ったと〜！



☆電車ほつほ！歩くの上手でしょ♪



☆てっぺん公園からお父さんお母さんヤッホー！



☆メロンジュースのかけ流し♪



☆青空場所はつきよーいのこつた！！



☆梨狩り！うつま〜？

在籍園児数 H28.9.1現在

	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
北保育園	21	29	20	24	94
中央保育園	27	32	35	29	123
南保育園	12	6	11	12	41
合計	60	67	66	65	258



豊丘村キャラクター
「だんQくん」

広報とよおか 2016.10
■通巻307号

●人の動き● H28.9.1現在(前月比)

人口：6,819人(+1) 住民異動届(8月中)
男：3,364人(+2) 転入：13人 転出：8人
女：3,455人(-1) 出生：3人 死亡：7人
世帯：2,129戸(+2)

●編集・発行●

豊丘村役場 総務課 企画財政係

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地

電話 0265-35-3311(代表) / FAX 0265-35-9065

ホームページ <http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp>

電子メール info@vill.nagano-toyooka.lg.jp



豊丘村ロゴマーク

■印刷/龍共印刷(株)

